乗換無料キャンペーン約款

1. 適用対象者

現在、桜塾以外の学習塾に通われている小学生~高校生(浪人生含む)の生徒およびその保護者の方が対象となります。

2. 適用条件

- (1) 桜塾以外の学習塾に、6ヶ月以上通われていたことを証明できること。
- (2) 桜塾に乗り換える(入塾する) 1ヶ月以内まで以前の学習塾に通塾していること。
- (3) 桜塾に入塾後、6ヶ月間は少なくとも在籍すること。

3. 割引上限額(1ヶ月につき)

入塾金21,600円及び、1ヶ月分の授業料(最大20,000円まで)

4. 用語および、その他注意事項

- (1)授業料とは授業に関する料金であり、教材費、桜手帳、塾保険費などの諸費用とは別となります。
- (2)入塾後、6ヶ月以内に退塾となる場合は21,600円の違約金が発生します。
- (3) 本割引は、同一世帯での紹介には適用できません。(例:兄が通っており、妹を紹介するなど)
- (4) 本割引は、他割引との併用はできません。(例:紹介割引、兄妹割引など)
- (5) 本割引は、以前桜塾に通塾していた方は適用外となります。
- (6) その他、上記以外にも状況により、臨機応変に対応をさせていただく場合があります。

この約款は平成30年度2月1日より適用されます。